

平成30年度 提案型協働事業制度

■ 制度の目的
 本制度は、地域課題や社会的課題の解決に向けた市民・行政双方の協働の取組を進めるため、市民からの提案をもとに市民と行政がそれぞれの特性を生かし、認め合いながら、協働して地域課題の解決を図ることを目的とする。

■ 制度の概要
 市民団体に次のような事業提案を募集し、提案団体と関係課の協議及び選考会を経て採択された事業を平成30年度の事業としてモデル的に実施する。

- ◇ 公益性、社会貢献性があり、地域課題や社会的課題の解決が図れる事業
- ◇ 市民と行政が適切に役割分担でき、協働による相乗効果が期待できる事業
- ◇ 市の事業として現在確立されていない事業
- ◇ 先進性、先駆性等、工夫やアイデアがあり、市民の視点から企画された事業
- ◇ 尼崎市の総合計画の方向性に沿った事業

【選考結果】

■ 審査委員

学識経験者 久 隆浩 (ひさ たかひろ)
 近畿大学総合社会学部 教授

学識経験者 海士 美雪 (かいし みゆき)
 神戸ライトセンター運営協議会 代表

市民代表 桑山 信子 (くわやま のぶこ)
 公益社団法人長寿社会文化協会地域活動ポイントWACHずり葉 代表

税理士 小早川 典子 (こばやかわ のりこ)
 小早川典子税理士事務所 所長

市民代表 山下 勝之 (やました かつゆき)
 尼崎市市民運動推進委員会 副委員長



| 11月30日締切 | | 提案 | 提案団体と関係課の協議 | 3月10日開催 プレゼン審査会 | 審査委員意見 | 結果 |
|----------|---|--------------------|-------------|-----------------|---|-------------------------|
| 市民提案型 | <p>特定非営利活動法人 阪神文化財建造物研究会 (代表理事 山崎 誠)</p> <p>事業名: 歴史建築観光サポーター養成事業</p> <p>事業内容 尼崎市内では歴史文化を体現した歴史的建築物を生かした地域の活性化や観光振興、保存・継承は十分とは言えない。このため、市民がそれらに関わり、積極的に協力していく活動も少ない。 そこで、地域資源として存在する歴史的建築物を活かした地域の活性化や観光振興及びその歴史的建築物の保存・継承を応援する歴史建築観光サポーター養成講座を実施する。 対象者は歴史的建築物を中心とした歴史に関心を持つ市民とし、歴史的建築物に関する専門家であるヘリテージマネージャーから建築の歴史や構成、文化的背景を学び、それをもとに、受講生自らが地域資源を活かした地域活性化や観光振興に寄与するための活動を企画し、実践する。 受講生によるネットワークづくりを行い、ネットワークを活用して地域活性化や観光振興をサポートしていく。</p> <p>行政役割 ・事業実施へのアドバイス ・参加者の募集 ・企画講座の場の提供 ・歴史的建築物所有者との折衝協力 ・現地学習会のサポート</p> | 関係課 観光地域づくり推進担当 | 2月24日協議 | 関係課 2月24日協議 | ○今後の広がりが見えにくいので、受講生のネットワークづくりや、受講後の自発的な活動を促すような工夫があるとよりよいものになるのではないかと。 ○アンケートや報告書は、行政への報告というよりも、次の事業へ活かすためのものとしてほしい。その点で、予算の立て方に疑問が残る。 ○実施方法は従来型であり、先駆性という視点において、より工夫が必要。 ○観光ガイドの語り方のトレーニングや、障がい者への対応など、実践を通じてそういった工夫がみられるとよりよい講座になるのではないかと。 | 不採択 |
| | <p>特定非営利活動法人 人と自然とまちづくりと (代表理事 横山 あおい)</p> <p>事業名: 尼崎臨海部を活用した地域の魅力発信事業</p> <p>事業内容 尼崎臨海部は、行政が基盤整備等に積極的に取り組み、水質を含む周辺環境も改善され、イベントも多く行われているが、ごく一部の市民に知られているに留まっており、市民が臨海部の魅力を十分に認識しているとは言えない。また、臨海部の事業所と市民活動との関係も希薄である。 工業地帯である臨海部は近づくにくい場所だと思われており、市民の認知度も低い。しかし、臨海部は各種イベントなど魅力ある場所に変わりつつある。その臨海部を広く市民に知ってもらい、事業所も巻き込みながら活性化をめざす。 そこで、今年度実施したノウハウを活用し、臨海部を舞台にナゾ解きゲームを実施する。臨海部に興味のない無関心層を集客することで臨海部の課題を解決していく。</p> <p>行政役割 ・事業実施の企画、立案 ・県や市内他課との調整 ・参加者、参加団体の紹介 ・実施当日の運営 ・広報(市報、市ホームページ等)</p> | 公園計画・21世紀の森担当 | 2月28日協議 | 関係課 2月28日協議 | ○当初、市外のメンバーが多かったが、尼崎市の団体、市民と連携し始めている点はよい。 ○みんなのサマーセミナーのような、多くの尼崎市民が関わっている事業に携わる中で、自分たちのイベントについてより多くの尼崎市民に呼びかけていく方が、効果的ではないかと。 ○色々な団体が、尼崎の南部地域に人を呼び込もうとイベントを実施している。効果を高めるためにも、もっと連携してほしい。 ○参加者がイベント後にどのような行動を起こすのかが重要なことであり、イベント実施後の参加者のフォローも工夫してほしい。また、イベントを機に地元の人と連携するなどして地元の人を育ててほしい。 ○昨年度の取組から、所管課も一緒に作り上げてきたことがよく伝わった。よい協働の形の一つだと感じる。 | 平成30年度2か年目として、採択 |

【結論】採点の結果、次点であったこと、今後の広がりが見えにくく、先駆性という点でも工夫が必要であるため、不採択とする。

【結論】申請のあった補助金額の一部を補助することとして採択する。

審査委員

- 学識経験者 久 隆浩 (ひさ たかひろ)
近畿大学総合社会学部 教授
- 市民代表 桑山 信子 (くわやま のぶこ)
公益社団法人長寿社会文化協会地域活動ポイントWACHずり葉 代表
- 税理士 小早川 典子 (こばやかわ のりこ)
小早川典子税理士事務所 所長
- 市民代表 山下 勝之 (やました かつゆき)
尼崎市市民運動推進委員会 副委員長



【選考結果】

| 11月30日締切 提案 | | 関係課 提案団体と関係課の協議 | | 3月10日開催 プレゼン審査会 審査委員意見 | 結果 |
|-------------|---|--|-----|--|----|
| 市民提案型 | <p>園田地区連携会議 そのだ会 (代表世話人 橋本 剛)</p> <p>事業名: 在宅看取り(療養)協働事業「みんなで目指す“園田まるごとケア”～我がまちの看取りを“語ろう”“学ぼう”“つながろう”～</p> | <p>包括支援担当</p> <p>2月19日協議</p> | 関係課 | <p>○先駆事例として取り組み、他の5地域への発信も期待したい。</p> <p>○専門職のファシリテート能力を向上させ、地域コーディネーターとなる人材を育てることも取り組んでほしい。</p> <p>○「看取り」という日常では扱いにくいセンシティブなテーマなので、市民が一歩引いてしまわないよう、語り方、伝え方を工夫し、身近な課題として多くの市民を巻き込んでほしい。</p> | 採択 |
| | <p>団塊の世代が75歳以上となる2025年に備え、地域包括ケアシステム(最期まで自分らしく暮らすことができる地域づくり)に向けた取組が本市でも進められている。その中で、住み慣れた地域で最期まで暮らしたいという市民の思いと実態にはギャップが生じている。</p> <p>そこで、地域住民、専門職及び行政が考え話し合う機会を通して、在宅看取り(療養)が可能な地域づくりを推進することを目的として啓発及び協議の場を設ける。</p> <p>本市に既設の協議体よりもより小さな単位の「地域、町」を対象に、在宅看取り(療養)というテーマについて、先進事例や取組を共有し、参加者全員で対話を行い、町単位での最期まで自分らしく暮らすことができる地域づくりを目指す。また、住民同士で話し合い、専門職に関わることで、顔と役割の見える関係を築いていく。</p> | <p>“住み慣れた地域で最後まで暮らす”という観点では、本市においては、57%の方が最期の時を自宅で迎えたいと考えている一方で、在宅(自宅、施設含)死亡率は26%(H28尼崎市人口動態調査)となっており、市民(以下、住民)の思いと実態に生じているギャップについては共通認識を持っている。</p> <p>・在宅看取り(療養)の現状や課題について住民が学び、考える機会と住民、専門職、行政の協議(対話)をする場が少なかった。</p> <p>・専門職(そのだ会)、行政双方が参画する中で、住民が主体となって在宅療養や人生の最期について、共に考え話し合う場を作る必要がある。</p> <p>・既存の「協議体」との関係を整理する必要があるため、次の通り整理を行った。①テーマを「在宅看取り(療養)」に絞るとともに対象を町会等の小さな地域とする。②取組の成果等を協議体と共有し、他地域への浸透を図る。</p> <p>・提案型協働事業としてのモデル事業終了後の展開については、そのだ会からの提案と同じ手法、同じ行政の関わり具合で全市展開していくというのではなく、現在検討している、他のモデル的手法での成果等を踏まえる中で、それぞれの地域特性に応じた実現可能な手法での展開を検討していく。</p> | | | |
| | <p>・事業内容の企画</p> <p>・市民、各行政への広報</p> <p>・市内の在宅看取り(療養)を支援する医療・介護・地域資源等の把握</p> <p>・他の担当課、諸団体との調整、連絡</p> <p>・問合せ対応</p> | | | <p>【結論】申請のあった補助金額の一部を補助することとして採択する。</p> | |